

補助金・助成金等の運用規程

第1条（目的）

この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）が行なう事業に関わる、補助金、助成金、（以下「補助金等」という。）の適正な運用に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業運営の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、以て本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とし、定款第50条に基づき制定する。

第2条（責任体系）

補助金等を運用・管理する最高管理責任者は、本協会会長とする。また、補助金等の運用・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、本協会専務理事とする。

第3条（補助金等の利用について）

補助金等を利用し予算執行する際、各専門委員会は、その内容を必ず理事会へ報告しなければならない。また、国庫補助金等の原資は、国民の税金等による公的資金であることを念頭に置き、補助金等の趣旨、内容を十分に理解したうえで適切な予算執行にあたらなければならない。

2、本協会の会計を通らない個人に対する補助金等についても前項と同様に取り扱うとともに、その担当委員会は、受給対象者にその趣旨、内容等を十分に説明しなければならない。また、受給対象者も其の補助金等に対する自らの責任と義務について十分理解したうえで申請、報告等を自身で適正に行い、公正かつ透明性をもってその運用にあたらなければならない。

3、支出財源を特定し、予算執行、事業計画の遂行状況を定期的に確認するとともに、問題がある場合は、改善策を講じなければならない。